

# 「情報公開文書」

受付番号：2021-4-112

課題名：PADNI を含む高齢者神経疾患の大規模画像研究の基盤となるデータベース構築及びデータの活用法の開発研究

研究責任者：医学系研究科・教授・山本雅之

## 1. 研究の対象

2014年7月以降に、東北メディカル・メガバンク機構の脳MRI検査を受けた方

## 2. 研究目的・方法

### 【研究期間】

2019年3月（倫理委員会承認後）～2024年3月

### 【研究目的】

東北メディカル・メガバンク機構のコホート事業内で実施されている脳画像統合データベースに収集されている脳MRIデータ、認知心理検査データを解析・活用するための研究基盤構築を行います。

### 【研究方法】

国立精神・神経医療研究センター（NCNP）に脳画像データ、認知心理検査データ等の提供を行い、NCNPの解析環境でデータクレンジングおよび脳画像の1次解析、認知心理検査との関連解析を行います。更に、層別脳画像参照パネルを構築し、国内の共同研究者と共有可能な環境を整備します。最終的には、国際連携へ向けた解析基盤構築を目指しています。

## 3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：脳MRI画像、認知心理テスト、生活習慣データ（調査票、食・生活のデータ）、センター型詳細調査のデータ（握力、骨密度、聴力、眼科検査）

## 4. 外部への試料・情報の提供

国立精神・神経医療研究センター（NCNP）へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。匿名化の処理は、東北メディカル・メガバンク機構の匿名化管理室が実施・管理します。また、NCNP以外の関係機関への、脳MRI画像等のオリジナルなデータの提供は行いません。本研究を通して蓄積された東北メディカル・メガバンク機構のデータと他共同研究施設で所得したデータとを解析した結果としての統計デ

一々は、国内外の研究者が利用できる環境を整備するために公開データベースにて公開いたします。

## 5. 関係研究組織

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

研究責任者：花川隆

岩手医科大学 いわて東北メディカル・メガバンク機構

研究責任者：佐々木真理

福島県立医科大学 医学部

研究責任者：宇川義一

京都大学医学系研究科

研究責任者：村井俊哉

京都府立医科大学医学系研究科

研究責任者：水野俊樹

東京大学医学部附属病院精神神経科

研究責任者：笠井清澄

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 放射線医学総合研究所

研究責任者：徳田隆彦

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究代表者：

〒187-8553 東京都小平市小川東町四丁目1番1号

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

所属・職名 脳病態統合イメージングセンター 先進脳画像研究部・特任部長

氏名 花川 隆

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

##### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口  
に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

##### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合